平成２７年（フ）第９３号
埼玉県本庄市児玉町児玉1322番地28
債務者　根本　幸雄
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１５号
埼玉県熊谷市妻沼1545番地、旧住所埼玉県熊谷市妻沼東２丁目37番地２
債務者　三澤　尚志
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１９８号
川崎市川崎区四谷上町13番14号
債務者　森山美穂子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
川崎市高津区久末1529番地５
債務者　木村　舞子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
川崎市幸区南加瀬２丁目23番15―101号
パールヒルズ
債務者　佐藤　俊彦
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
川崎市幸区南加瀬２丁目28番16号　レオパレスヨロズヤ201、前住所東京都港区六本木１丁目９番39号　六本木ファーストプラザ1323
債務者　堺　美佳子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
川崎市多摩区宿河原６丁目31番30号　スターアレイ105、前住所川崎市宮前区野川833番地ほっとケアハウス
債務者　植松　将人
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
川崎市宮前区梶ケ谷1384番地１　扶桑ハイツ宮崎台の杜202
債務者　対馬　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
川崎市高津区久地２丁目４番47―306号
債務者　南雲　美佳
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
川崎市高津区北見方３丁目１番１号　ユニコーン高津405
債務者　川合　良成
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
沖縄県那覇市泊３丁目１番地24　宮城アパートＢ―２
債務者　宜保　安尚
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１５３号
沖縄県那覇市寄宮２丁目５番23号　２階
債務者　城間まゆみ（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８９３号
札幌市西区琴似２条５丁目３番10―203号
債務者　山田　貴幸
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０２号
札幌市西区西町北13丁目４番11―206号
債務者　西井　一広
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２１号
札幌市厚別区厚別南７丁目12番７号
債務者　新田　真也
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２７号
札幌市中央区南11条西７丁目１番６号　南ステージ中島公園203号、住民票上の住所北海道岩見沢市緑が丘１丁目110番地13　ムライハイツ２号
債務者　渡部　朋久
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７２号
札幌市中央区南７条西13丁目３番17―101号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部